

令和7年度

野坂中学校

P T A 総 会



日時: 令和7年4月25日(金)
19:00～

場所: 野坂中学校多目的ホール

廿日市市立野坂中学校PTA

総 会 次 第

- 1 開会の言葉
- 2 PTA 会長あいさつ
- 3 校長あいさつ
- 4 開会成立報告
- 5 議 事
 - (1) 令和 6 年度活動報告
 - (2) 令和 6 年度一般会計決算報告
 - (3) 監査報告
 - (4) 令和 7 年度活動方針並びに事業計画（案）
 - (5) 会費について
 - (6) 令和 7 年度会計予算（案）
 - (7) 会則改訂について
 - (8) 役員選出 令和 7 年度 PTA 役員（案）
- 6 質疑応答
- 7 新旧役員挨拶
- 8 教職員紹介
- 9 閉会の言葉

令和6年度 各スタッフ等年間活動報告

	名称 日	広報スタッフ	名称 日	行事スタッフ
4月				
5月	13 17	エルコ見積書 執筆依頼 (各先生方・校長・PTA会長)	13 17 24 25	生徒会生徒との打ち合わせ (体育祭・保護者競技について) 体育祭・保護者競技 案内メール配信(全保護者) " 参加者募集メール配信 (リーダー・スタッフ・サポーター) 体育祭・保護者競技配布用 ドリンク買い出し 絆祭(体育祭)
6月	20 24	望洋65号校正 望洋65号校正	3	体育祭・保護者競技のお礼およびアンケートのメール配信 (全保護者)
7月	3 12 13	望洋65号校正・発注 望洋65号納品 各クラス配布物引出しに配分 各市民センターに配分	9 22	生徒会生徒との打ち合わせ (体育祭・保護者競技についての振り返り) 管弦祭パトロール
8月				
9月			24	リーダー(執行部)と美化活動について打ち合わせ(宮内市 民センター)
10月			4	美化活動にかかる協力依頼メール配信 (リーダー・スタッフ・サポーター)
11月	19 21	PTAのTシャツ見積もり PTAのTシャツデザイン決定	11 15 16	美化活動・参加の可否アンケートおよび作業内容 メール配 信(リーダー・スタッフ・サポーター) 美化活動・案内 メール配信(リーダー・スタッフ・サポー ター) 美化活動配布用のパン・ドリンク買い出し 美化活動
12月				
1月	17 24 27	執筆依頼 (3年生・校長・PTA会長) PTA会員に画像を募集 Tシャツ製作発注 画像をエルコに送付		
2月	7 10 19 26	PTAのTシャツ完成 望洋66号校正 望洋66号校正 望洋66号校正・発注	23 25	花束発注 卒業式・3年生の先生方に贈る花束について協力依頼 メール配信(3年生全保護者)
3月	5 8	望洋66号納品 各クラス配布物引出しに配分 各市民センターに配分	3 4 5 6 7	卒業式・3年生の先生方に贈る花束代金集金(生徒玄関前) 卒業式・3年生の先生方に贈る花束について協力依頼 メール再配信(3年生全保護者) 卒業式・3年生の先生方に贈る花束代金集金(生徒玄関前) 集金集計→集金額が花束代を上回ったため記念品の購入 卒業式・3年生の先生方に贈る花束についてお礼と収支報 告 メール再配信(3年生全保護者) 花束贈呈について旧生徒会生徒(3年生)との打ち合わせ 卒業式

令和6年度 常任会・市P連他 年間活動報告

	名称 日	常任会	名称 日	市P連 他 関係諸団体
4月	9 16 26	入学式挨拶 第7回常任委員会 PTA総会		
5月	10 21 25	スタッフ総会 第1回常任会 絆祭(体育大会)の手伝い	10 11	広島県PTA連合会(以下 県P)評議委員会 廿日市市PTA連合会(以下 市P)総会
6月			6 19	県P定例総会 県P会長研修会 市P会員等研修会 市P第1回役員会 第1回理事会 第1回専門委員会
7月	18 22	第2回常任委員会 管絃祭パトロール	3 24	市P臨時理事会 市P第2回研修委員会
8月	15	地御前盆踊り会場にて、PTA有志にて模擬店出店	23,24	県P第72回日本PTA全国研究大川崎大会
9月	18	第3回常任委員会	12 18	市P第2回役員会 市P第2回交流委員会
10月			10 16	市P第2回理事会 市P廿日市市要望書提出 市P競技大会代表者会議
11月	16 19	野坂中美化活動 第4回常任委員会	2 13 30	県P第73回日本PTA中国ブロック研究大会 やまぐち大会 市P第3回交流委員会 市P第37回競技大会準備
12月	1	廿日市市PTA連合会 親善競技大会手伝い	1 7 13 18	市P第37回親善競技大会 県P第50回広島県PTA研究大会 市P要望書回答配付 市P第4回交流委員会
1月	21	第5回常任委員会	21	市P第3回研修委員会
2月			1 21	市P教育講演会 市P第3回役員会
3月	8 18	卒業式挨拶 第6回常任委員会	26	市P第3回理事会

令和 6 (2024) 年度 野坂中学校PTA 一般会計決算書

収入の部

項 目	予算額	決算額	差 額	摘 要
会 費	825,600	847,490	-21,890	PTA会員350人(教職員含む)
前年度繰越分	898,479	898,479	0	
預金利息	3	199	-196	
補助金	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
合 計	1,724,082	1,746,168	-22,086	

支出の部

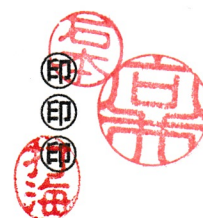
項 目		予算額	決算額	差 額	摘 要
運 営 費	消耗品費	10,000	2,200	7,800	封筒代 他
	印刷費	20,000	20,000	0	用紙代
	備品費	40,000	0	40,000	
	慶弔費	50,000	10,000	40,000	香典
小 計		120,000	32,200	87,800	
活 動 費	研究費	20,000	13,500	6,500	県P参加費 市P懇親会 他
	学年学級費	50,000	45,544	4,456	体育祭PTA競技お茶代 美化清掃修繕活動代
	広報費	320,000	322,960	-2,960	PTA新聞【望洋】
	福祉費	120,000	104,400	15,600	県P連団体保険費
小 計		510,000	486,404	23,596	
教 育 振 興 費	研究補助費	30,000	19,008	10,992	市P連競技大会
	環境整備費	70,000	48,194	21,806	アクアリウム 環境整備 他
小 計		100,000	67,202	32,798	
負担金協議費		25,000	19,660	5,340	市P連負担金
環境整備予備費		20,000	0	20,000	
予備費		949,079	185,595	763,484	文化祭記念品 Tシャツ代(20枚) 卒業記念印鑑代 → 進路生徒指導費項目廃止のため予備費より負担 広報費の不足を補填
小 計		994,079	205,255	788,824	
合 計		1,724,079	791,061	933,018	

総収入額	1,746,168
総支出額	791,061
繰越残額	955,107

令和6(2024)年度の諸帳簿ならびに証拠書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていることを認めます。

令和 7 年 4 月 17 日

石本 有士
向井 優里菜
打海 佳代



令和 7 年度活動方針並びに事業計画（案）

1. 活動方針

生徒の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域社会との連携、協力を密接に行ない、教育環境を整備充実し、学校教育を支援する。

2. 事業計画

(1) 執行部

- ・ 2 か月に 1 回 常任会の開催
- ・ 市 P 連競技大会
- ・ 生徒会（学生執行部）と連携しイベントを計画
- ・ 絆祭 PTA 種目の実施
- ・ 美化活動
- ・ PTA 新聞『望洋』（年 2 回程度）発行
- ・ その他

(2) 会員

- ・ 会費納入にて PTA 活動に参加
- ・ 各自できる範囲での行事への参加

(3) 全体

- ・ PTA あいさつ運動→毎月第 2 金曜日（7：30—8：20）
→参加自由（ボランティア）

※野坂中学校区緑化推進とし、地域学校協働本部地域学校協議会（花植え部さん）が花壇のお世話をしてくださっています。

令和7年度 野坂中学校PTA 一般会計予算書(案)

収 入 の 部

項 目	前年度予算	予算額	摘 要
会費	825,600	720,000	会員数300名
前年度繰越分	898,479	955,107	
預金利息	3	3	
補助金	0	0	
雑収入	0	0	
合 計	1,724,082	1,675,110	

支 出 の 部

項 目		前年度予算	予算額	摘 要
運 営 費	消耗品費	10,000	10,000	ファイル のし袋 封筒 インク代 他
	印刷費	20,000	20,000	用紙代
	備品費	40,000	40,000	
	慶弔費	50,000	50,000	香典 他
小 計		120,000	120,000	
活 動 費	研究費	20,000	40,000	県P参加費 市P懇親会 他
	学年学級費	50,000	60,000	体育祭PTA競技費 美化・清掃・修繕活動費
	広報費	320,000	330,000	PTA新聞【望洋】
	福祉費	120,000	110,000	県P連団体保険費
小 計		510,000	540,000	
教 育 振 興 費	生徒記念品費	(新設)	200,000	文化祭記念品 卒業記念印鑑代 他
	研究補助費	30,000	30,000	市P連競技大会 他
	環境整備費	70,000	70,000	環境整備 アクアリウム 他
小 計		100,000	300,000	
負担金協議費		25,000	20,000	市P連負担金
環境整備予備費		20,000	(削除)	花植え部美化活動補助費 ※注 20,000円
予備費		949,079	695,110	
小 計		994,079	715,110	
合 計		1,724,079	1,675,110	

廿日市市立野坂中学校 PTA 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、廿日市市立野坂中学校 PTA（以下本会と表記）と称し、事務局を学校におく。

(目的)

第 2 条 本会は、学校と家庭及び地域社会との連携、協力によって学校教育の発展を期し、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(方針)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次のことを方針とする。

- 1 本会は、教育を本旨とする任意団体として活動する。
- 2 教育問題について討議し、また、その教育活動を助けるために意見を具申し、参考資料などを提供し協力する。
- 3 生徒の教育並びに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
- 4 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けず、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利のみを目的とするような行為は行わない。

第 2 章 事業

(事業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次のことを行う。

- 1 学校と家庭及び地域社会との連携に関すること。
- 2 教育の向上発展と教育環境の整備充実に関すること。
- 3 生徒の保健安全と福祉に関すること。
- 4 会員の研修と親睦に関すること。
- 5 その他会長が必要と認めること。

第 3 章 会員（執行部 会員）

(会員)

第 5 条 本会の会員は、本校の生徒の保護者及び本校の教職員とする。

(入会)

第 6 条 本会への入会は、次のとおりとする。

- 1 本会への入会を希望する者は、長子の入学年度の当初または期間中に、入会同意届を提出するものとする。
- 2 入会同意届の有効期間は 1 年間とする。ただし、期間満了までに退会の意思表示がない場合は、自動的に更新されるものとする。

(退会)

第 7 条 本会の退会は、次のとおりとする。

- 1 入会同意届の有効期間満了までに退会の意思表示がない場合は、自動的に更新されるものとし、退会届の提出は不要とする。
- 2 全保護者会員については子の卒業または転校等により、教職員会員については勤務校の異動により会員資格を失い退会とする。退会届の提出は不要とする。
- 3 自由意思によって退会するものは、退会届を教職員代表に提出する。

(会員情報の管理)

第8条 本会に関わる会員等の情報は、別途定める「野坂中学校 PTA 個人情報取扱規則」に従う。

(執行部の役職)

第9条 本会には次の執行部をおく。

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 会計 | 1名 |
| 4 | 役員 | 若干名 |
| 5 | 幹事 | 1名(教職員代表) |
| 6 | 監査 | PTA 会員2名(常任会構成員以外) |

(会員)

第10条 本会には、次の会員をおく。

- 1 会員Ⅰ
- 2 会員Ⅱ

(学校代表)

第11条 学校代表は、学校を代表し各会議に出席し、本会の運営の助言をすることができる。

(執行部の任務)

第12条 執行部の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、総会、常任会を招集し議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。
また、会長の指示により会務の運営にあたる。
- 3 会計は、本会の会計事務を行う。
- 4 役員は、必要に応じて他の執行部員を補佐する。
- 5 幹事は、事務局として、本会の事務を司り、副会長はこれを補佐する。
- 6 監査は、本会の会計監査をする。
- 7 書記業務は、執行部員全員で担う。

(会員の任務)

第13条 PTA 活動に任意で参加する。

(会員の任務)

第14条 会費の納入により PTA 活動を支援する。

(常任会構成員の任務)

第15条 執行部・学校代表は常任会を組織し、次のことを行う。

- 1 総会で決議された事項を執行するとともに、緊急業務に対応する。
- 2 常任会で立案された企画を検討・承認し、PTA 活動の推進にあたる。

- 3 総会や常任会の資料を作成し、常任会の決議を経て総会へ上程する。
- 4 学校や地域諸団体と連携し、生徒の校外生活の指導にあたる。

(執行部の任期)

第16条 任期は次年度の定期総会までとする。執行部の欠員により補充選出された者の任期は前任者の残留期間とする。

(執行部の選出)

第17条 本会の執行部・会員の選出は、次の方法により選出する。

- 1 執行部の会長・副会長・会計・役員・幹事・監査は、総会で承認を得る。

第4章 会議

(会議)

第18条 本会の会議は、次のとおりとする。

- 1 総会
- 2 常任会

(総会)

第19条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、全会員をもって構成する。

第20条 定期総会は、毎年度始めに会長が招集して開催し、事業報告、決算、事業計画、予算、その他重要事項を審議・決定する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要請があったとき、会長が招集して開催する。

(常任会)

第21条 常任会は、総会につぐ議決機関とし、第9条、第10条、第11条に定める執行部・学校代表で構成し、必要に応じて会長が招集し、総会提出議案、予算の更正、運営細則の改廃、慶弔規定の改廃、その他重要事項の審議決定を行う。

(会議の成立)

第22条 すべての会議は、構成員の3分の1（委任状も含む）の出席をもって成立するものとする。

(会議の決議)

第23条 すべての会議は、出席者の過半数をもって決議する。

第5章 会計

(会費)

第24条 本会の会計は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第25条 本会の会費は、次のとおりとする。

- 1 年度初めの会員数より定め、会費の額は総会において決定する。
- 2 会費は本校生徒の長子のみとし、納入は年度始めに一括納入とする。
- 3 途中入会の場合は、翌月より月割計算とし、一括納入とする。
- 4 納入された会費は、退会の場合も原則返金はなしとする。

(会計年度)

第26条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 表彰及び慶弔

(表彰)

第27条 生徒の表彰は、そのつど学校代表の意見に基づき、常任会で協議・決定する。

(慶弔)

第28条 慶弔規定は次のとおりとする。

- 1 生徒または生徒の保護者、教職員が死亡したときは、弔電、香典10,000円を贈り、会長または代理者が会葬する。
- 2 その他、特別な場合は、会長、副会長に一任し、その後、常任会に報告するものとする。

第7章 会則の改廃

(会則の改廃)

第29条 本会の会則の改廃は、総会の議決を得なければならない。

第8章 細則

第30条 本会の運営に関して必要な細則は、常任会の議決を経て決めるものとする。

第31条 細則を制定、または、改廃した場合には、会長はその結果を総会で報告しなければならない。

本会則は、旧会則をもとに改正され令和7年4月25日より新会則として施行する。

廿日市市立野坂中学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

- 第1条 この個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、廿日市市立野坂中学校 PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

(指針)

- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

- 第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

(定義)

- 第4条 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

2 保有個人情報

本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

3 本人

前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。

4 常任会構成員

本会の常任会を構成する執行部・会員の代表・学校代表をいう。

5 会員

本会の会員会を構成する会員をいう。

6 学校代表

学校の代表をいう。

7 教職員代表

教職員の代表をいう。

(管理者)

第5条 本会における個人情報保護管理者は、本会の副会長とする。

個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示

および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

本会の副会長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する会員会の代表に委任することができる。

(取扱者)

第6条 本会における個人情報データベース取扱者は、本会の常任会構成員及び教職員代表とする。

(利用)

第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 1 PTA 会費請求、管理業務等に関する連絡
- 2 本会の事業に関する文書等の送付
- 3 本会の会員名簿等の作成
- 4 本会の執行部・会員選出等の推薦活動
- 5 イベントの名簿等の作成
- 6 ホームページや広報紙への掲載
- 7 問い合わせまたは依頼等への対応
- 8 その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

(個人情報の利用の制限)

第8条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支と障を及ぼすおそれがあるとき

(目的の明示)

第9条 本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

- 1 氏名
- 2 電話番号
- 3 メールアドレス
- 4 銀行口座情報
- 5 PTA の役割の履歴

6 会員の子である生徒の氏名・学年・クラス・兄弟姉妹

7 その他必要とするもので同意を得た事項

(管理と保管)

第10条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

1 紛失、破損その他の事故防止

2 改ざんおよび漏洩の防止

3 個人情報の正確性および最新性の維持

4 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

(外部委託)

第11条 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(秘密保持義務)

第12条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第16条 本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会常任会で協議・検討し、改定することができる。本規則を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

本規則は、令和6年4月26日より施行する。

令和 7 年度 野坂中学校 P T A 役員(案)

会長	新見 真幸
副会長	虫明 隼人 藤川 亜矢 千頭 和彦 水原 英理奈
会計	小田 庸江
役員	大西 智子 高見 忍 橋本 和宣
幹事	石本 有士（教頭）
監査	PTA 会員 2 名 (常任会構成員以外とする)
顧問	木村 健二（校長）

野坂中学校PTA組織図

